

別記様式

随意契約結果書

| | |
|----------------------------|--|
| 物品等の名称及び数量 | R6－7東京国道事務所共同溝監視業務 |
| 契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 |
| 契約締結日 | 令和6年4月1日 |
| 契約の相手方の氏名及び住所 | 日本ユーティリティサブウェイ株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町11番9号 |
| 契約金額 (消費税及び地方消費税含む) | 2, 429, 900, 000円(税込み) |
| 予定価格 (消費税及び地方消費税含む) | 非公表 |
| 随意契約によることとした理由 | <p>本業務は、東京国道事務所が管理する共同溝(約120km)のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視及び有事の際の通報等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類及び配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティを確保するにあたり、関東地方整備局と各占用企業者(ライフライン事業者)との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>上記業者は、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を目的として、各占用企業者の出資により設立された会社であり、各共同溝占用者の収容施設の情報や監視に係わるノウハウを総合的に有する会社であるとともに、当該業務の対象となる共同溝の監視施設を設計・開発・設置し保有する唯一の会社である。</p> <p>したがって、上記業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占用企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者が要求する機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。</p> |
| 備 考 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 |

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
 2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。